

# GCA FAS News

October 2015

Vol.14



*Trusted Advisor For Client's Best Interest*

**GCA** *Financial  
Advisory  
Services*

---

## LBO 実施時における会計・税務上の留意点

### 【本号の内容】

1. はじめに
2. 【論点1】スクイーズアウト時の会計・税務
3. 【論点2】合併時の会計・税務
4. おわりに

### GCA FAS 株式会社

#### 1. はじめに

前号では LBO ファイナンスを活用した M&A のメリット・デメリットや、LBO ローンの特徴・留意点について解説いたしました。前号と一部重複いたしますが、LBO は一般的に、以下の流れにより実行されます。

買収者が、買収のための新会社(買収目的会社)を設立、買収目的会社は買収のための資金の一部を融資(LBO ローン)で調達する  
 ↓  
 買収目的会社が対象会社の株式を株式公開買付(TOB)等により買収し、対象会社の株主となる。その際、買収に応じなかった株主については排除(スクイーズアウト)する【論点1】  
 ↓  
 買収目的会社と対象会社が合併する【論点2】  
 ↓  
 合併後の新会社が債務者となって負債を返済する

上記に記載のとおり、LBO 実施時における会計・税務上の論点としては、主に【論点1】スクイーズアウトと【論点2】合併があります。そこで、本稿ではこれらの論点に関する会計・税務上の留意点について解説致します。

#### 2. 【論点1】スクイーズアウト時の会計・税務

買収目的会社を対象会社の 100%親会社にすべく、TOB 等の株式買収に応じなかった少数株主を排除(スクイーズアウト)する必要がありますが、その手法としては、これまで(a)現金対価の組織再編、(b)株式併合、(c)全部取得条項付種類株式が考えられてきました。

このうち、(a)現金対価の組織再編については、2006 年税制改正以前は用いられる例がありましたが、当該改正により税制非適格と判定されることで対象会社の含み益に対する時価評価課税が発生することになり、現在では敬遠されています。また、(b)株式併合によるスキームも

スクイーズアウト手法については、今後主に3つの選択肢が考えられます。それぞれにつき会計・税務上の取扱いが異なるため、それぞれの特徴を勘案しながら手法の選択を行う必要があります。

実務上は少数株主保護の観点等から多くの問題点があり、これまで敬遠されてきました。そのため、近年用いられる手法としては(c)全部取得条項付種類株式を用いたスクイーズアウトが主流となっていました。

しかし、平成26年会社法改正(平成27年5月1日施行)で、新たに(d)株式等売渡請求制度が設けられ、その手続きの簡便性から今後多くの事例で利用されると考えられます。また、(b)株式併合に関する少数株主保護規定が充実したため、こちらも今後の利用が期待されます。そこで、以下ではこの3つの手法について、会計・税務上の取扱いを比較致します。

### (1) 全部取得条項付種類株式を用いたケース

このケースでは、対象会社において、①まず種類株式発行会社へと定款変更後、②既存の普通株式を全部取得条項付種類株式へと変更し、③対象会社が全部取得条項を発動して全部取得条項付種類株式を取得することとなります(①～③はすべて株主総会特別決議が必要)。そして、③全部取得条項付種類株式取得の際に、対価として少数株主の持株数がそれぞれ1株未満となるように普通株式を交付することですべての少数株主を端株主とし、最終的にその端株を端数処理(対象会社による買取、競売又は任意売却)により金銭化することで、株主を買収目的会社のみとする手法です。

端数処理について、最も多く用いられる対象会社による買取を前提とした場合(以下、(3)のケースも同様)、このケースにおける会計上・税務上の取扱は下記のとおりです。

	取得後	株主		対象会社
		買収目的会社	少数株主	
会計上の取扱い	普通株式	投資勘定として計上		通常の自己株式の取得に準じて処理*3
	端株	受け取った現預金との差額を譲渡損益として計上		
税務上の取扱い	普通株式	課税の繰延*1		課税関係なし
	端株	譲渡損益課税 ※みなし配当課税の対象からは除外*2		

\*1 税務上、(i)全部取得条項付種類株式の取得の対価として金銭等の交付がないこと、及び、(ii)取得された株式と交付を受けた株式等が概ね同額であることを満たした場合、株主への譲渡損益課税が繰り延べられることとされています(法法61条の2③三)。この点、取得の対価をすべて普通株式としていることから(i)(ii)のいずれも満たすため、譲渡損益課税は繰り延べられ、みなし配当課税は生じないこととなります(法法24条①四)。

\*2 端株部分については、買取りに伴う金銭の交付が生じるため、譲渡損益課税は生じますが、当該端数株式の買取りはみなし配当課税の対象から除外されております(法法24条①四、法令23条③十、所法25条①四、所令61条①十)。

\*3 通常の自己株式の取得と同様に分配可能額による財源規制が課されるため、端株の金銭買取総額が会社の分配可能額の範囲内となるよう留意する必要があります。

## (2) 株式等売渡請求制度を用いたケース

株式等売渡請求制度とは、株式会社の総株主の議決権の10分の9以上を直接または間接保有する特別支配株主により、少数株主に対して金銭を対価として株式等を売り渡すことを請求することができる制度です。この制度は、株主総会の決議を要せず、会社の承認（取締役会設置会社においては取締役会決議）を経ることで最短20日程度で手続きが可能な点で極めて機動的な手法です。

ただし、対象会社の取締役は買収対価の交付の見込を確認しなければならず、当該確認につき善管注意義務を負うため、通常の手続きよりも重い責任を負います。また、10分の9以上の株式を取得する必要があるため、より多額の資金が必要である点にも留意が必要です。

このケースにおける会計上・税務上の取扱は下記のとおりです。

	株主		対象会社*1
	買収目的会社	少数株主	
会計上の取扱	通常の株式取得と同様の処理	通常の株式売却と同様の処理	—
税務上の取扱	課税関係なし	譲渡損益課税	—

\*1 株主間の取引であるため、対象会社においては会計上、特段の処理は行われず、税務上も特段の課税関係は生じないと想定されます。

## (3) 株式併合を用いたケース

このケースは、株主総会の特別決議により少数株主の保有株式がすべて1株未満となるような併合比率により株式併合することで、株主を買収目的会社のみとする手法です。端数処理やその会計上の取扱については、(1)のケースと同様となり、みなし配当課税の対象からも除外されております（法第24条④、法令第23条③九、所法第25条④、所令第61条④九）。

このケースにおける会計上・税務上の取扱は下記のとおりです。

	併合後	株主		対象会社
		買収目的会社	少数株主	
会計上の取扱	株式部分	処理なし		処理なし
	端株部分	受け取った現預金との差額を譲渡損益として計上		端株部分の買収は、通常の自己株式の取得に準じて処理
税務上の取扱	株式部分	課税関係なし		課税関係なし
	端株部分	譲渡損益課税 ※みなし配当課税の対象からは除外		

なお、前述のとおり平成26年会社法改正により、株式併合に係る少数株主保護規定が拡充されましたが、具体的には以下の点につき改正がなされております。

- ・反対株主の株式買取請求手続きの創設
- ・事前及び事後開示手続きの創設（情報開示の拡充）
- ・差止請求制度の創設

### 3. 【論点2】合併時の会計・税務

通常、スクイーズアウトにより100%親子会社関係を実現した後、買収目的会社と対象会社が合併することになりますが、この際にいずれの会社を合併後存続会社にするかが問題となります。

例えば、買収目的会社を存続会社とした場合は、事業運営上必要な許認可等が引き継がれず改めて取得しなければならない場合がある一方で、対象会社を存続会社とした場合は許認可を継続できるなどの相違点があります。しかしながら、存続会社の決定にはこのような法規制に加え、下記に示す会計・税務上の取扱いを含め総合的に検討する必要があります。

合併時の会計上の取扱いについては、存続会社を買収目的会社と対象会社のいずれにするかによって個別財務諸表の姿が異なるため、留意が必要です。

#### 【会計上の取扱】

合併時の会計処理は、存続会社をいずれにするかによって下記のような相違が生じます。

#### ① 親会社(買収目的会社)を存続会社とする場合

完全親子会社間の合併となるため、いわゆる共通支配下の取引として扱われ、親会社が子会社から受け入れる資産及び負債は適正な帳簿価額により計上され、子会社の純資産と親会社保有の子会社株式との差額については、原則として抱合株式消滅差損益(特別損益)に計上します(合併後も親会社が連結財務諸表を作成する場合は、過年度に認識済みの損益として利益剰余金と相殺消去されます)。

ただし、合併直前の連結財務諸表との整合を保つべく連結修正仕訳における修正をそのまま引き継ぐため、当該修正後の帳簿価額(のれん含む)により資産及び負債を計上することとなります。

#### ② 子会社(対象会社)を合併存続会社とする場合

完全親子会社間の合併となるため、いわゆる共通支配下の取引として扱われ、子会社が親会社から受け入れる資産及び負債は適正な帳簿価額により計上され、親会社が保有していた子会社株式は自己株式として株主資本から控除します。

合併後子会社個別 B/S にのれんは計上されないため、その分だけ①のケースより個別 B/S 上の株主資本額が小さくなります。また、新会社の保有する買収目的会社株式が自己株式となるため、大きく純資産が減少することとなり、株式の買収価格によっては債務超過に陥ってしまい、財務制限条項に抵触する可能性もあることに留意が必要です。

なお、合併後も子会社が連結財務諸表を作成する場合は、その経済的実態に基づき子会社の個別財務諸表作成上行われた会計処理を一旦振り戻し、改めて親会社が子会社を吸収合併した(①のケース)ものとして会計処理を行うこととなります。そのため、連結上は①のケースと同様の連結 B/S となります。

<図 合併主体による比較>

以下に、合併主体による相違に関する数値例を示します。なお、説明の便宜上、スクイズアウトによる完全親子会社関係成立後直ちに合併したものと仮定しています。また、連結財務諸表上の数値に関し、対象会社の子会社の存在は無視しております。

買収目的会社(A社)B/S		対象会社(B社)B/S	
B社株式 100億円	ローン 70億円	諸資産 200億円 (時価220億円)	諸負債 140億円
	資本 30億円		資本 60億円

①存続会社:買収目的会社(A社)のケース

<合併仕訳>

単位:億円

Dr) 諸資産*1	220	Cr) 諸負債*1	140
のれん*2	20	B社株式	100

<合併後B/S>

個別B/S(=連結B/S)

諸資産 220億円*1	諸負債 140億円*1
	ローン 70億円
のれん 20億円*2	資本 30億円

\*1 連結上の修正後簿価(=時価)

\*2 子会社株式100-時価純資産80

②存続会社:対象会社(B社)のケース

<合併仕訳>

単位:億円

Dr) B社株式(自己株式)	100	Cr) ローン	70
		資本*3	30

<合併後B/S>

個別B/S

諸資産 200億円	諸負債 140億円
	ローン 70億円
	資本 90億円
	自己株式 △100億円

\*3 移転された資産負債の差額は純資産として処理する

債務超過10億円  
⇒のれんが計上されないため、買収価格によっては債務超過に陥る可能性がある

100%グループ内再編の税制適格要件を充足するため、通常課税関係は発生しません。ただし、繰越欠損金の引継ぎの可否には留意が必要です。

#### 【税務上の取扱】

少数株主のスクイズアウトにより100%親子会社関係となっているため、存続会社がいずれであっても100%グループ内の合併により税制適格要件を充足することから、税制適格の合併に該当することとなります。そのため、被合併法人から合併法人へ移転する資産及び負債は帳簿価額により引き継がれることとなるため、課税関係は発生しません。

ただし、被合併法人が繰越欠損金を有する場合には注意が必要です。すなわち、LBOでは一般的に買収直後に合併を行うこととなるため、5年超の支配関係はなく、かつ、買収目的会社は買収目的のSPCであり事業を有していないので、いわゆる「みなし共同事業要件(事業関連性要件)」を充足せず、繰越欠損金の引継ぎにつき下記のように取り扱われます。

被合併法人の時価純資産超過額 $\geq$ 繰越欠損金 $\Rightarrow$ 繰越欠損金に制限なし 被合併法人の時価純資産超過額 $<$ 繰越欠損金 $\Rightarrow$ 繰越欠損金は時価純資産超過額部分を上限として引継ぎ可
---

また、買収目的会社が存続会社となる場合、被合併法人株式に含まれるのれんは税務上認識されず、適格合併により合併法人の資本金等の額のマイナスとして処理されます。従って、のれん見合いのプレミアムは永久に損金算入することが出来ないことにも留意が必要です。

## 4. おわりに

これまで述べてきたとおり、スクイズアウト手法や合併存続会社には様々な選択肢があり、いずれを選択すべきかは、会計・税務上の取扱いを勘案すると同時に、会社法上の手続きや許認可等の法規制を含めて様々な要素を考慮して決定する必要があります。

ここに記載されている情報は概略的な情報を提供する目的で作成されたものです。したがって一般的な参考目的の利用に限られるものとし、個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく本書の情報を基に判断し行動されないようにお願いします。本書に含まれる情報は正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではありません。本書に含まれる情報に基づき行動または行動をしないことにより発生した結果について、GCA FAS はいかなる責任、義務も負いません。

お問い合わせ:

**GCA FAS 株式会社**

〒100-6230

東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 30 階

TEL: 03-6212-1850 (代表)

E-mail: [info@gcafes.com](mailto:info@gcafes.com)

<http://www.gcafes.com/>